

## 負傷原因の照会について

疾病ではなく、けが・打撲・ねんざ・脱臼・骨折・事故によるものなど負傷・やけど・凍傷については、その原因によっては健康保険が使えない場合があります。

以下の傷病名については健康保険組合から「傷病原因の照会等」をおこなうことがあります。ご回答にご協力をお願いいたします。

- \* 医療機関から請求される診療報酬明細書に記載された傷病名が負傷
- \* 補装具（コルセット等）及び傷病手当金支給申請書に記載されている負傷  
--相手方がいるかどうか、交通事故等・業務上/通勤災害かどうか確認するためです。
- \* 接骨院・整骨院でかかれた負傷（打撲・ねんざ・脱臼・骨折）  
--接骨院・整骨院は打撲・ねんざ・脱臼・骨折が原因のものしか健康保険使えません。
- \* 交通事故・自損事故・ひき逃げ等事故による負傷（自動車・バイク・自転車等事故）  
--相手方のある事故・同乗者のいる事故などは、自賠責保険限度額をこえた範囲で相手方（損害保険会社）へ過失割合に応じ保険診療額を請求することとなります。
- \* 学校事故等各種交通事故以外の事故及びけんか不法行為などによる負傷
- \* 食中毒/飼い犬・飼い猫による負傷  
--相手方のある事故について相手方へ保険診療額を請求することとなります。
- \* 通勤途中・就労中の事故及び負傷  
--健康保険から労災保険へきりかえていただくこととなります。